



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 11 月 7 日 (月 曜 日) 第 355 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

一部改正…………… (水産政策課) 1

頁

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の

告 示

宮崎県告示第 739号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 4 年 11 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関 | | 診療科目 | 指定年月日 |
|---------|---------------|-----|-------|-----------------|
| | 名 称 | 所在地 | | |
| 浦 部 由 利 | 藤元総合病院 | 都城市 | 循環器内科 | 令和 4 年 11 月 1 日 |
| 福 嶋 研 人 | 医療法人社団橋会橋病院 | 都城市 | 整形外科 | 令和 4 年 11 月 1 日 |
| 毛 利 雅 治 | 医療法人伸和会延岡共立病院 | 延岡市 | 外科 | 令和 4 年 11 月 1 日 |

宮崎県告示第 740号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示第 427号) の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和 4 年 11 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------|-----|---|------------|-----|--|
| 加入区 の名称 | 区 域 | 区 分 | 加入区 の名称 | 区 域 | 区 分 |
| [略] | | | [略] | | |
| 庵川加 入区 | [略] | <u>1 小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、浮きは</u> | 庵川加 入区 | [略] | <u>1 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用し</u> |

| | | | | | |
|--------------|-----|---|--------------|-----|--|
| | | え縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。） 2 小型定置漁業 3 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの及び小型機船底びき網等漁業 | | | て主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び小型定置漁業 |
| [略] | | | [略] | | |
| 日向市 第一加入区 | [略] | 1・2 [略] 3 小型まぐろ漁業 4 [略] | 日向市 第一加入区 | [略] | 1・2 [略] 3 小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、浮きはえ縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。） 4 [略] |
| [略] | | | [略] | | |
| 宮崎市 加入区 | [略] | 1 旧青島漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業、小型まぐろ漁業及び大型定置漁業 2 小型まき網漁業、小型定置漁業及び機船船びき網漁業 3 旧青島漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業であって1及び2に掲げる漁業以外のもの 4 旧内海漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業 | 宮崎市 加入区 | [略] | 1 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの、小型定置漁業及び大型定置漁業 |
| [略] | | | [略] | | |